

事 務 連 絡
平成 2 5 年 7 月 3 日

各都道府県・各指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

水防法の一部改正に伴う国土交通省への協力について

このたび国土交通省より標記について、別添 1 の通り依頼がありました。

この水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 5 号）においては、新たに、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の自衛水防の措置が盛り込まれ（別添 2）、水防法を所管する国土交通省の地方整備局等では、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動を実施する予定です。この要配慮者利用施設は、各市町村が地域防災計画において定めるものであり、学校等も指定される場合もあります。

つきましては、国土交通省地方整備局等が開催する説明会等について、必要な協力を行っていただくとともに、このことについて域内の市区町村教育委員会または所管の学校に対して周知していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

学校健康教育課

防災教育係（高塚・谷口）

tel：03-5253-4111(内線2670)

fax：03-6734-3794